

## 【労務】厚生労働省関係の主な制度変更（令和2年4月）について

厚生労働省では、年度の始めや半ばに、同省関係の主な制度変更を表にまとめて公表しています。この度、「令和2年4月からの厚生労働省関係の主な制度変更」が公表されております。

令和2年4月からの制度変更の主なものは、「中小企業への時間外労働の上限規制の適用」、「同一労働同一賃金の実現に向けたパートタイム・有期雇用労働法の改正（大企業）」、「同一労働同一賃金の実現に向けた労働者派遣法の改正（企業規模問わず）」が重要といえますが、その内容・関係リンクも紹介されています。その他、年金関係や医療関係などにおいても制度変更が行われますので、主な制度変更の内容を、今一度、確認することをお勧めします。

### ■雇用・労働関係

#### ・時間外労働の上限規制（中小企業）

令和2年4月から、中小企業で働く労働者の時間外労働の上限について月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合にも上限を設定する。

#### ・同一労働同一賃金（パートタイム・有期雇用労働法）（大企業）

令和2年4月から、正社員と非正規雇用労働者（パートタイム労働者・有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差を禁止する。

※ただし、中小企業においては令和3年4月1日から適用。

#### ・同一労働同一賃金（労働者派遣法）

令和2年4月から、正社員と非正規雇用労働者（派遣労働者）の間の不合理な待遇差を禁止する。

### ■疾病対策関係

#### ・受動喫煙対策関係

令和2年4月1日の改正健康増進法の全面施行により、飲食店、オフィス・事業所等の様々な施設で原則屋内禁煙となるもの。

### ■年金関係

#### ・令和2年度の国民年金保険料※予算案が成立した場合

令和2年度の国民年金保険料は、月16,540円（令和元年度16,410円から令和2年度16,540円に引き上げる。）

※法律に規定されている令和2年度の保険料額17,000円（平成16年度価格。産前産後保険料免除にかかる保険料引上げ分100円を含む）に、平成16年度以降の物価や賃金の変動を反映した率（0.973）を乗じることにより、16,540円となる。

#### ・令和2年度の年金額※予算案が成立した場合

令和2年4月からの年金額は、月65,141円（老齢基礎年金（満額））

※令和元年平均の全国消費者物価指数は、0.5%となり、また、令和2年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率は0.3%となった。この結果、令和2年度の年金額は、法律の規定に基づき、名目手取り賃金変動率（0.3%）に、マクロ経済スライドによる令和2年度のスライド調整率（▲0.1%）を乗じて、令和元年度から0.2%プラスで改定される。

#### ・令和2年度の年金生活者支援給付金額※予算案が成立した場合

令和2年4月からの老齢年金生活者支援給付金額は、月最大5,030円（令和2年度基準額）

※令和元年平均の全国消費者物価指数は0.5%となり、この結果、令和2年度の老齢年金生活者支援給付金額は、法律の規定に基づき、令和元年度から0.5%の引き上げとなる。

### ■医療関係

#### ・国民健康保険・後期高齢者医療の保険料（税）の賦課（課税）限度額引上げ

国民健康保険・後期高齢者医療の保険料（税）の賦課（課税）限度額について、国民健康保険は年960,000円から年990,000円に、後期高齢者医療は620,000円から640,000円に、それぞれ引き上げる（令和2年度分の保険料（税）から実施）。

#### ・診療報酬改定

令和2年度診療報酬改定については、医療機関の経営状況、物価・賃金の動向等を踏まえ、診療報酬を0.55%のプラス改定とした。